

告示

埼玉県告示第七百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 漁業権者の名称及び住所
武蔵漁業協同組合
埼玉県東松山市上唐子五百八十八番地
- 二 漁業権の免許番号
共第二号及び共第三号
- 三 変更の内容

第二条第三項中「第13条」を「第14条」に改め、同条第四項中「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条」に改める。

第十三条を第十四条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第八条第一項の表を次のように改める。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	あゆ、ます類（にじますについて、第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間を除く。）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なます	さで網、うけ、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,300
		1日	2,000	
		現2,500		
乙 種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なます	釣り	1年	3,100
		1日	500	
		釣り（リール釣りを除く。）	1日	400
冬季にじます券	にじます（第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間に限る。）、うぐい、おいかわ、こい、	釣り	1日	1,500 現2,000

ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なます			
--------------------------	--	--	--

第八条を第九条とし、第七条を第八条とせよ。

第六条の表中

「 槻川（小川町青山、青山堰上流 10 m から下流 20 m までの区域） 槻川（小川町大塚、栃本堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）」
--

「 槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流 300 m までの区域） 槻川（小川町青山、青山堰上流 10 m から下流 20 m までの区域） 槻川（小川町大塚、栃本堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）」
--

10月1日から翌年4月30日まで
1月1日から12月31日まで

に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の表ます類の項を次のように改める。

ます類（にじますを除く。）	3月1日から9月30日まで（第3条の表イ欄に掲げる区域については5月1日から9月30日まで）
ます類（にじますに限る。）	1月1日から12月31日まで

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（キヤッチアンドリリース区間の設置）

第3条 次の表のイ欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間にお

いては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流300 mまでの区域）	10月1日から翌年4月30日まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和四年七月六日